

重要事項説明書

(訪問看護)

利用者： _____ 様

事業者： あいず訪問看護ステーションしょうわ町

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	あいず訪問看護ステーションしょうわ町
所在地	宮崎県宮崎市昭和町76-2 昭和町Nビル2階
連絡先	0985-65-5618
管理者名	徳田 美由紀
サービス種類	訪問看護
介護保険指定番号	4560191068
サービス提供地域	宮崎市、児湯郡、東諸県郡

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

平日	午前9:00～午後18:00
定休日	土曜・日曜・祝日・年末年始

(3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名	名	1名
看護師	看護師・准看護師	7名	名	7名
理学療法士		1名	名	1名
作業療法士		1名	名	1名
言語聴覚士		名	名	名

(4) ディスクローチャー

当事業所の「事業計画」および「財務内容」については、当社のホームページ上で閲覧することができます。

2 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

TEL：0985-65-5618

担当部署： _____ あいず訪問看護ステーションしょうわ町内

担当者： _____ 徳田美由紀（とくだみゆき）

受付時間：午前9:00～午後18:00

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

3 事業の目的・運営方針

(1) 目的

要介護状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに、文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月までに、文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合
※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ご利用者様が亡くなられた場合

④ 契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず7日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤ その他

- ・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

5 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	(続柄：)
	連絡先	
緊急連絡先	氏名	(続柄：)
	連絡先	
主治医・ご家族などへの 連絡基準		

【 会社の概要 】

社 名 株式会社あいずのとも
資本金 500 万円
社員数 29 名 (契約社員含む)
設 立 2019年5月
所在地 宮崎県宮崎市大塚町乱橋 4551 番地 1 ユーワホームズ本社ビル
代表者 代表取締役 柳川 京子

【 事業内容 】

訪問看護

【事業者名】

住 所： 宮崎県宮崎市大塚町乱橋 4551 番地 1 ユーワホームズ本社ビル
社 名： 株式会社あいずのとも
代 表 者： 代表取締役 柳川 京子



【事業所名】

住 所： 宮崎県宮崎市昭和町 76-2 昭和町 N ビル 2 階
事業所名： あいず訪問看護ステーションしょうわ町
(指定番号 4560191068)

担当者_____より、重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

【ご利用者】住 所_____

氏 名_____ 印

【代理人】住 所_____

氏 名_____ 印 (続柄)

医療保険による訪問看護費

R6年6月 施行

算定項目	条件等	料金	基本利用料(利用者負担)		
			1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費(Ⅰ) (1日につき) ※()の料金は准看護師の場合	週3日まで (30分未満)	4,250円 (3,870円)	425円 (387円)	850円 (774円)	1,275円 (1,161円)
	週3日まで (30分以上)	5,550円 (5,050円)	555円 (505円)	1,110円 (1,010円)	1,665円 (1,515円)
	週4日目以降 (30分未満)	5,100円 (4,720円)	510円 (472円)	1,020円 (944円)	1,530円 (1,416円)
	週4日目以降 (30分以上)	6,550円 (6,050円)	655円 (605円)	1,310円 (1,210円)	1,965円 (1,815円)
訪問看護基本療養費(Ⅲ) ★1 (1日につき2人まで) ※()の料金は准看護師の場合	週3日まで (30分未満)	4,250円 (3,870円)	425円 (387円)	850円 (774円)	1,275円 (1,161円)
	週3日まで (30分以上)	5,550円 (5,050円)	555円 (505円)	1,110円 (1,010円)	1,665円 (1,515円)
	週4日目以降 (30分未満)	5,100円 (4,720円)	510円 (472円)	1,020円 (944円)	1,530円 (1,416円)
	週4日目以降 (30分以上)	6,550円 (6,050円)	655円 (605円)	1,310円 (1,210円)	1,965円 (1,815円)
訪問看護基本療養費(Ⅲ) ★1 (1日につき3人以上) ※()の料金は准看護師の場合	週3日まで (30分未満)	2,130円 (1,940円)	213円 (194円)	426円 (388円)	639円 (582円)
	週3日まで (30分以上)	2,780円 (2,530円)	278円 (253円)	556円 (506円)	834円 (759円)
	週4日目以降 (30分未満)	2,550円 (2,360円)	255円 (236円)	510円 (472円)	765円 (708円)
	週4日目以降 (30分以上)	3,280円 (3,030円)	328円 (303円)	656円 (606円)	984円 (909円)
訪問看護基本療養費(Ⅳ) ★2		8,500円	850円	1,700円	2,550円
訪問看護管理療養費 (1日につき)	月の初日	7,670円	767円	1,534円	2,301円
	2日目以降	3,000円	300円	600円	900円
24時間対応体制加算	1回/月	6800円	680円	1,360円	2,040円
緊急訪問看護加算	月14日目まで (1日につき)	2,650円	265円	530円	795円
	月15日目以降 (1日につき)	2,000円	200円	400円	600円
特別管理加算 ★3	(Ⅰ) 1回/月	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	(Ⅱ) 1回/月	2,500円	250円	500円	750円
複数名訪問看護加算	1回/日	4,500円	450円	900円	1350円
難病等複数回訪問加算 ★4	1日に2回	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日に3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
退院時共同指導加算 ★5	1回	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算 ★6		2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算 ★7		6,000円	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算 ★8	1回/月	3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 ★9	2回/月まで	2,000円	200円	400円	600円
看護・介護職員連携強化加算	1回/月	2,500円	250円	500円	750円
夜間・早朝訪問看護加算 (夜間 18:00~22:00) (早朝 6:00~8:00)	1回	2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算 (22:00~6:00)	1回	4,200円	420円	840円	1,260円
長時間訪問看護加算 ★10	1回/週	5,200円	520円	1,040円	1,560円
訪問看護情報提供療養費1 ★11	1回/月	1,500円	150円	300円	450円
訪問看護情報提供療養費2 ★12	1回/月	1,500円	150円	300円	450円
訪問看護情報提供療養費3 ★13	1回/月	1,500円	150円	300円	450円
ターミナル療養費1 ★14		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
ターミナル療養費2 ★15		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円

次頁へ続く

- ★1 : 同一建物居住者への訪問看護に対する療養費
- ★2 : 入院中に1泊2日以上外泊する場合算定
- ★3 : (Ⅰ)留置カテーテル・気管切開・気管カニューレ等使用 (Ⅱ)(Ⅰ)以外の方
- ★4 : 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別訪問看護指示書期間の利用者に対して算定
- ★5 : 入院中病院で共同指導した場合
- ★6 : 退院後特別な管理が必要な者に対して、退院時共同指導を行った場合に追加
- ★7 : 退院当日に訪問した場合算定
- ★8 : 往診医と情報共有した場合算定
- ★9 : 状態の急変等に伴い往診医等とカンファレンスした場合算定
- ★10 : 厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対して算定
- ★11: 厚生労働大臣が定める疾病のうち市町村からの求めに応じて情報を提供した場合
- ★12: 厚生労働大臣が定める疾病のうち義務教育学校からの求めに応じて情報を提供した場合
- ★13: 保険医療機関に入院した場合
- ★14: 在宅、特別養護老人ホーム等で亡くなった場合
- ★15: 看取り介護加算等を算定している方で特別養護老人ホーム等で亡くなった場合

<その他の自己負担額>

- ◇土曜・日曜・祝日・12月29日～1月3日の訪問 : 2,500円/回(別表7・別表8に該当の方は除く)
- ◇延長料金(★9対象以外の方に90分以上の訪問を行った場合) : 4,500円/30分
- ◇死後の処置 : 15,000円

介護保険による訪問看護費

宮崎 10.00円

あいち訪問看護
ステーションしよわ町
令和6年6月 施行

算定項目	時間	単位数	利用者負担額			備考
			1割負担	2割負担	3割負担	
訪問看護	20分未満	314単位	314円	628円	942円	
	30分未満	471単位	471円	942円	1,413円	
	30～59分	823単位	823円	1,646円	2,469円	
	60～90分	1128単位	1,128円	2,256円	3,384円	
理学療法士等による訪問の場合 (20分/1回につき)		294単位	294円	588円	888円	
		265単位	265円	530円	795円	1日2回を超えて訪問看護を行った場合(90%)
介護予防訪問看護	20分未満	303単位	303円	606円	909円	
	30分未満	451単位	451円	902円	1,353円	
	30～59分	794単位	794円	1,588円	2,382円	
	60～90分	1090単位	1,090円	2,180円	3,270円	
理学療法士等による訪問の場合 (20分/1回につき) ※		284単位	284円	568円	852円	
		142単位	142円	284円	426円	1日2回を超えて訪問看護を行った場合(50%)
初回加算Ⅰ(新規)	1回	350単位	350円	700円	1050円	病院等から退院した日に初回の訪問看護をおこなった場合
初回加算Ⅱ(新規)		300単位	300円	600円	900円	
特別管理加算	1回/月	250単位	250円	500円	750円	
	1回/月	500単位	500円	1,000円	1,500円	
緊急時訪問看護加算	1回/月	600単位	600円	1,200円	1,800円	
退院時共同指導加算	1回	600単位	600円	1,200円	1,800円	初回加算は加算されない
長時間訪問看護加算	1回/週	300単位	300円	600円	900円	特別管理加算対象者に90分以上の訪問を行った場合(※)
複数名訪問看護加算	30分未満	254単位	254円	508円	762円	
	30分以上	402単位	402円	804円	1,206円	
早朝加算	6:00～8:00	1.25倍				訪問看護費の単位にかける
夜間加算	18:00～22:00					
深夜加算	22:00～6:00		1.5倍			
ターミナルケア加算	1回	2500単位	2,500円	5,000円	7,500円	介護予防はなし

※理学療法士等の訪問について利用開始日の属する月から12月超の利用者に介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき5単位減算

〈 その他の自己負担 〉

◇延長料金: 4,500円/30分 …(※)対象以外の方に90分以上の訪問を行った場合

◇衛生材料など消耗品使用時

◇死後の処置 : 15,000円

【利用者負担算出方法】

10.00地域単価) × 単位数 = ○○円(1円未満切り捨て)

○○円 - (○○円 × 介護保険負担割合(1円未満切り捨て)) = △△円(利用者負担額)

※介護保険負担割合 利用者負担1割⇒0.9 利用者負担2割⇒0.8 利用者負担割合3割⇒0.7